

基本的見解

令和5年度熊本地方審議会 熊本県特定最低賃金（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）にかかる基本的見解の表明

令和5年9月28日

1 令和5年度の最低賃金について

令和5年度熊本県最低賃金については、令和4年度最低賃金853円から45円引き上げ、898円で決定された。中央最低審議会が示した目安額は、引上げ額39円であったが、公益委員見解では、「4.3%を基準として検討することが適当」とされており、熊本県の令和4年度最低賃金853円の4.3%は37円となる。熊本県においては、この37円ではなく、目安額の39円から、さらに+6円での決定というかつてない高水準となった。原材料価格高騰等により、極めて厳しい経営を強いられている中で、中小・小規模事業者にとっては、非常に難しい状況となっている。

2 県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の状況

県内半導体関連産業は、TSMCの進出により活況を呈しているかのようなイメージが先行し、全体として好調な経営状況であるとみなされている。しかしながら、県内の関連企業においては、人材確保、マンパワー不足の問題が生じており、必然的に賃金を押し上げる要因となっている。TSMCが生産を開始するのは来年末頃であり、今現在において、関連する県内中小企業の収益が拡大しているというわけではない。

なお、この分野の中にあっても幅広い製品があり、企業によっては、これまでコロナ禍の影響により、雇調金はもちろん職員を他の会社に派遣・出向させるなどしてしのいだ経緯もあり、人件費負担増が経営の重い課題となっている状況は、引き続き変わっていない。

3 基本的見解

労働条件の向上に資するために賃金支払い能力のある企業が率先して賃金を引き上げていくことは社会的使命であると認識している。そのことにより、結果として経済の好循環が生み出されるならば、望ましいことであると考えます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における最低賃金は、これまでも熊本県最低賃金よりはるかに高い水準にあり、過去の引き上げ額の推移をみても、上下はあるものの県最低賃金の引き上げ額程度は引き上げてきており、高い水準を維持している。そういった意味で、この業界は熊本県の労働条件の向上を牽引する一定の役割を果たしてきた。

一方で、近年は人材確保のために賃金の引き上げはやむを得ない状況となっていることも事実であり、業界においても最賃の引き上げ額に見合うよう何とか対応しなければならないとは思っている。

これまで熊本県経済を牽引し、これからもそうあるべきこの業界が、引き続き県経済のエンジンとしての機能を果たしていくためにも、決してここでブレーキを踏むことがないように、納得感のある妥当な引き上げ額となることを希望する。